

## I 法人本部

### 第1 経営理念及び経営方針

本法人の経営理念及び経営方針は、次のとおりである。平成30年度についても、前年度に引き続き経営理念及び経営方針に基づき事業を展開した。

#### 社会福祉法人東京かたばみ会経営理念

私たち社会福祉法人東京かたばみ会は、介護・支援・保育・育成を必要とする地域住民に対して、一人ひとりが安心でき、価値あるものと受けとめられるサービスを提供することにより、法人の各施設が「選ばれる施設」になることを目指します。

そのために、人間愛をベースとし、職員の専門的知識・技術の更なる向上を図り、質の高いサービスを提供します。

また、老人福祉施設と児童福祉施設という世代間交流のできる環境を活用します。

更に、これまでの地域の信頼と共感を大切にします。

#### 社会福祉法人東京かたばみ会経営方針

##### 1 地域への貢献

地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療など関連機関との連携を強化し、地域福祉の貢献に努めます。

##### 2 自立支援・健全育成

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、自立の支援と生活の質の向上に努めます。また、乳幼児及び児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

##### 3 人材育成・専門性の向上

新たな視点で「観て、考えて、行動」する幅広い視野を持った自立的な職員の育成を図るため、専門性の向上に努めます。

##### 4 経営の透明化

情報公開を積極的に行い、法人に対する信頼と理解を得られるよう努めます。

##### 5 経営の安定

質の高い総合的なサービスを継続して提供していくために、経営の安定化を図ります。

## 第2 総括

平成30年度においては、社会福祉法人改革としてのガバナンスの強化をはじめ、介護報酬改定への対応や人材の確保、育成、処遇改善等に努めた。

また、本年1月に第三小学校学童クラブが、かみいしわら第1・第2学童クラブとして移転・新設となり、ユーフォー事業<sup>(※)</sup>の運営受託とあわせ、現在では高齢者部門3か所、児童部門16所を運営する調布市内最大手のひとつに数えられる社会福祉法人となった。

事業所名		事業種別	事業開始年月日	定員(人)	職員数(人)
高齢者部門	調布八雲苑	特別養護老人ホーム	S62. 9. 1	60	85
		短期入所生活介護	S62. 9. 1	4	
		通所介護	S62.10. 1	37	
		居宅介護支援	H12. 4. 1	—	
		地域包括支援センター	H18. 4. 1	—	
	調布市ちょうふの里	特別養護老人ホーム	H 8. 6. 1	100	180
		短期入所生活介護	H 8. 6. 1	20	
		通所介護	H 8. 6. 1	52	
		調布市一般施策等 (介護予防 <sup>イ</sup> ・入浴・配食)	H 8. 6. 1	—	
		居宅介護支援	H12. 4. 1	—	
		地域包括支援センター	H18. 4. 1	—	
		訪問介護(老人居宅介護等事業)	H12. 4. 1	—	
	神代の杜	特別養護老人ホーム(地域密着型)	H24. 9. 1	29	34
短期入所生活介護		H24.10. 1	3		
児童部門	調布市立上布田保育園	保育所	H 7. 4. 1	90	41
	調布市立なないろ保育園	保育所	H20.10. 1	100	44
		一時預かり事業	H20.10. 1	5	
	調布市立なないろ第1学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H20.10. 1	50	12
	調布市立なないろ第2学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H27. 4. 1	40	
	調布市立わかば学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H21.10. 1	70	8
	調布市立多摩川小学校学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H27. 4. 1	60	6
	調布市立かみいしわら第1学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H31. 1.15	50	11
		放課後児童健全育成事業	H31. 1.15	50	
	調布市立あおば学童クラブ	放課後児童健全育成事業	H31. 4. 1	55	5
	調布市立若葉小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	57
	調布市立緑ヶ丘小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
	調布市立富士見台小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—	
調布市立多摩川小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—		
調布市立第三小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—		
調布市立飛田給小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—		
調布市立石原小学校ユーフォー	調布市放課後子供教室事業	H27. 4. 1	—		
合 計				—	
職員数は、平成31年4月1日現在。有期契約職員、派遣職員等を含む。法人本部の職員数は、調布八雲苑に含めている。 なお、職員数の内訳は、正規職員223人、非正規職員260人となっている。					

(※) 文部科学省学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領3(2)に規定する放課後子供教室推進事業。「ユーフォー」の事業名は調布市独自のもので、「友だちと夕方まで優しく遊ぶ」の友だちの「友」、夕方の「夕」、優しい「優」、遊ぶの「遊」、の「ゆう」が4つでユーフォーとなっている。

### 第3 法人が実施する事業

本法人は、次に記載する社会福祉事業及び公益事業を行っている。

#### 1 調布八雲苑

(1) 特別養護老人ホーム調布八雲苑

社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。）第2条第2項第3号（第1種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム

(2) 老人短期入所事業調布八雲苑

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「介護保険法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

(3) 高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する介護予防事業（第1号通所事業）

(4) 高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑（認知症対応型通所介護）

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防サービス

(5) 調布八雲苑指定居宅介護支援事業所

介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅介護支援事業（公益事業）

(6) 調布市地域包括支援センター調布八雲苑

介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター（公益事業）

(7) 調布市地域包括支援センター調布八雲苑（指定介護予防支援事業所）

介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業）（公益事業）

#### 2 神代の杜

(1) 特別養護老人ホーム神代の杜

社会福祉法第2条第2項第3号（第1種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム

(2) 老人短期入所事業神代の杜

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと

一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

### 3 調布市ちょうふの里

- (1) 特別養護老人ホームちょうふの里  
社会福祉法第2条第2項第3号（第1種社会福祉事業）に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 老人短期入所事業ちょうふの里  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス
- (3) 高齢者在宅サービスセンターちょうふの里  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する介護予防事業（第1号通所事業）
- (4) 高齢者在宅サービスセンターちょうふの里（認知症対応型通所介護）  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防サービス
- (5) ちょうふの里指定訪問介護事業所  
社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する介護予防事業（第1号訪問事業）
- (6) ちょうふの里指定訪問介護事業所（障害福祉サービス事業）  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護）
- (7) ちょうふの里指定居宅介護支援事業所  
介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅介護支援事業（公益事業）
- (8) 調布市地域包括支援センターちょうふの里  
介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター（公益事業）

- (9) 調布市地域包括支援センターちょうふの里（指定介護予防支援事業所）  
介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業）（公益事業）

#### 4 調布市立上布田保育園

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設）

#### 5 調布なないろ保育園

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する保育所（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設）及びこれと一体的に行われている子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業（第2種社会福祉事業）

#### 6 調布市立学童クラブ（調布市立なないろ第1学童クラブ、調布市立なないろ第2学童クラブ、調布市わかば学童クラブ、調布市立多摩川小学校学童クラブ、調布市立かみいしわら第1学童クラブ、調布市立かみいしわら第2学童クラブ及び調布市立あおば学童クラブ）

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する地域子ども・子育て支援事業）

#### 7 調布市放課後子供教室事業「ユーフォー」（調布市立若葉小学校ユーフォー、調布市立緑ヶ丘小学校ユーフォー、調布市立富士見台小学校ユーフォー、調布市立多摩川小学校ユーフォー、調布市立第三小学校ユーフォー、調布市立飛田給小学校ユーフォー及び調布市立石原小学校ユーフォー）

「調布市放課後子供教室事業実施要綱（平成27年4月1日要綱第77号）」及び「調布市放課後子供教室事業ユーフォー運営委託ガイドライン」に基づく調布市放課後子供教室事業ユーフォー（公益事業）

※ 上記の「第3 法人が実施する事業」は、従来は、決算報告書の「計算書類に対する注記（法人全体用）」に、法人が実施する社会福祉事業区分における拠点区分及びサービス区分の内容として、事業の根拠となる法律の条項や委託事業の条例等を記載していたが、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」に基づき、当該注記への記載方法については、拠点区分及びサービス区分のみを列挙する方法へ変更したことから、決算報告書の「計算書類に対する注記」への記載に替えて、本事業報告書に記載するようにしたものである。

## 第4 重点事項への取組

### 1 特定社会福祉法人への対応

改正社会福祉法が平成28年3月31日に成立したことにより、平成30年度における法人本部の重点事項では、特定社会福祉法人への対応を第一に取り組むべき課題として掲げた。特定社会福祉法人とは、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置対象となる法人のことであるが、その要件は、最終会計年度の収益（事業活動計画書におけるサービス活動収益）又は負債（貸借対照表における負債）が一定額を超えると会計監査人の設置が義務付けられることになる。

本法人においては、平成29年度の事業活動収益が法人全体で23億2千400万円余であり、平成31年度からは特定社会福祉法人への移行が予定されていた。そのため、平成28年度に予備調査を受審した経験を活かし、平成30年度はその移行準備を進めていた。

特定社会福祉法人は、会計監査人から単に会計処理上の指導を受けるだけではなく、改正社会福祉法に基づく社会福祉法人改革を実現しているか否かも問われることになる。そのため、法人本部では、平成31年度から本法人が特定社会福祉法人に移行することを前提に、会計監査人を設置するための定款の一部変更、内部管理体制基本方針の制定等について、平成30年11月15日開催の理事会へ議案上程すべく準備を進めていたが、平成30年11月2日付で厚生労働省から、「平成31年度から会計監査人の設置基準を引き下げることを行わないことにした」という内容の事務連絡が発出され、本法人は、平成31年度から会計監査人の設置義務は生じないことになり、特定社会福祉法人に移行しないこととなった。そこで、上程を予定していた議案については取り下げ、将来の特定社会福祉法人への移行に備え、さらに内容を精査することとした。

### 2 介護報酬改定への対応

平成30年度の介護報酬の改定は、プラス0.54%の微増であった。その内容を分析すると、医療ニーズの対応や医療・介護の連携、自立支援・重度化防止に資する加算等が評価されたものの、報酬の適正化や重点化の名のもとに基本報酬が引き下げられた。介護報酬改定の動向で注視すべきは、介護保険に係わる財政上の逼迫を背景として、一般的に漫然と運営しているだけでは基本単位を下げられ、積極的に加算を取りに行かなければ、収益を確保できない構造となっていることである。

事業別にみると、特養では前回改定で基本報酬が大きく引き下げられたが、今次改定では1.8から1.9%引き上げられている。しかし、特養入居の要件が原則として要介護3以上となったことにより、入居者の重度化と高齢化により入退院が頻回となったことで利用率の低下を招き、わずかなプラス改定の効果が打

ち消されてしまっている。

また、通所介護では、前回改定で旧・小規模型を中心に大幅なマイナス改定であったが、さらに今次改定でも短時間・大規模を中心に多くの区分でマイナス改定を余儀なくされた。一方で、機能訓練によるADLの維持・改善を考慮したアウトカム評価や医療機関との連携を通じた自立支援と重度化防止などの加算が新設された。しかし、加算を獲得するには、専門職の配置要件がネックとなったり、かかるコスト・手間に比べて単位数が割に合わないこともあり、基本単位のマイナス分を加算算定でカバーするには至らなかったのが現状である。

### 3 地域公益活動の推進

平成29年7月12日に調布市内の34の社会福祉法人が集まり、「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」が発足した。その目的は、改正社会福祉法に規定された地域における公益的な取組を社会福祉法人あるいは地域で共同で推進するためである。その一環として実施している活動が、食品ロスを減らすための「フードドライブ」である。

平成30年度は平成30年5月7日、8月7日、11月7日、平成31年2月7日の4回実施され、市内の福祉施設等に食料品や調味料などが届けられた。本法人においても各事業所で呼びかけを行い、多くの食品類を届ける活動の一端を担った。

### 4 その他

上記以外では、本法人で経営する調布市立第三小学校学童クラブが、保留児童解消のため、隣接地に調布市が建造した新たな建物に移転し、「調布市立かみいしわら第1学童クラブ」及び「調布市立かみいしわら第2学童クラブ」として、平成31年1月15日に開設した。

また、調布市立若葉小学校ユーフォーについては、当該小学校の教室が不足していることから、隣接する調布市立第四中学校の校庭内に調布市が建造した新たな建物に移転し、平成30年12月17日から事業を開始した。

これらのことに伴い、次の各関係規程について、学童クラブ等の名称、所在地等を変更する必要があったことから、理事長の専決により平成30年1月15日に各規程を一部改正し、平成31年3月28日開催の理事会に当該専決処分の承認議案を上程し、各議案とも理事会の承認を得た。

- (1) 調布市立学童クラブ・ユーフォー事業部門組織規程
- (2) 調布市立学童クラブ運営規程
- (3) 調布市放課後子供教室事業「ユーフォー」運営規程
- (4) 社会福祉法人東京かたばみ会経理規程

## 第5 定款第18条及び第32条に基づく平成30年度に対する監事監査の状況

令和元年5月22日、福田監事及び内山監事により、理事の業務の執行状況並びに事業報告及び決算について実施された。(監事監査報告書は、平成30年度決算報告書の1ページのとおり。)

なお、監査状況は次のとおりであった。

### 1 運営管理関係(福田監事)

事業報告書に基づき、各施設長、各担当者から平成30年度の事業の実施状況について説明を受けた。

今日、高齢部門では、調布八雲苑は5事業、ちょうふの里は8事業、神代の杜は2事業、児童部門では、上布田保育園、なないろ保育園をはじめ、学童クラブ6事業、ユーフォー事業7事業を展開し、調布市内では最大手の一つとなった。

それぞれの事業展開にあたっては、担当する施設長、職員の努力もあり、この一年間、順調に推移している。

近年では、特に学童クラブ事業が大きく伸び、本年4月1日現在で、法人全体の正規職員数でも昨年度から20人の増加になっており、法人は順調に発展している。今後、更に法人を発展させるべく、職員全員で頑張っていたきたい。

### 2 経理関係(内山監事)

私が監事になり今回で13回目の監査であったが、例年どおり、求めた資料の提出もスムーズで良好な状況であった。

一方、業績ではマイナスになっている事業があり、大変厳しい結果となっている。改善に向けて対策を講じられたい。

## 第6 実績報告

### 1 理事会の開催状況

平成30年度は、理事会を3回開催し、年間で30件の議案を審議した。

理事会の開催状況及び決議並びに承認事項は、次のとおりである。

第1回理事会	1 開催日
	平成30年6月7日(木)
	2 出席者
	(1) 理事(総数6人)
	出席 5人
	(2) 監事(総数2人)
出席 2人	
3 議事	
(1) 報告事項	
ア 理事長及び常務理事の職務執行状況について	
イ 評議員選任・解任委員会の開催結果について	

	<p>(2) 決議及び承認事項（数字は議案番号）</p> <p>7件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <p>① 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会事業報告の承認について</p> <p>② 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会決算報告の承認について</p> <p>③ 平成30年度夏期賞与の総原資の決定について</p> <p>④ 社会福祉法人東京かたばみ会介護職員等処遇改善加算手当支給規程の一部改正について</p> <p>⑤ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会の日時及び場所について</p> <p>⑥ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に報告する平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会事業報告について</p> <p>⑦ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会定時評議員会に提出する平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会決算報告について</p>
第2回理事会	<p>1 開催日 平成30年11月15日（木）</p> <p>2 出席者</p> <p>(1) 理事（総数6人） 出席 6人</p> <p>(2) 監事（総数2人） 出席 2人</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項 理事長及び常務理事の職務執行状況について</p> <p>(2) 決議及び承認事項（数字は議案番号） 議案第8号から議案第11号までの4件については、平成31年度からの会計監査人設置義務が延期されたことから議案上程取り下げとなり、議案第12号から議案第14号までの3件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <p>⑧ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会臨時評議員会に提案する社会福祉法人東京かたばみ会定款の一部変更案について（議案上程取り下げ）</p> <p>⑨ 社会福祉法人東京かたばみ会内部管理体制基本方針の決定について（議案上程取り下げ）</p> <p>⑩ 社会福祉法人東京かたばみ会リスク管理規程の制定について（議案上程取り下げ）</p> <p>⑪ 社会福祉法人東京かたばみ会公益通報対応規程の一部改正について（議案上程取り下げ）</p> <p>⑫ 平成30年度冬期賞与の総原資の決定について</p> <p>⑬ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会臨時評議員会の招集について</p> <p>⑭ （仮称）若葉小学校地域学童クラブの運営について</p>
第3回理事会	<p>1 開催日 平成31年3月28日（木）</p> <p>2 出席者</p> <p>(1) 理事（総数6人） 出席 4人</p> <p>(2) 監事（総数2人） 出席 1人</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項 ア 調布八雲苑における食事調理業務について</p>

	<p>イ 指導監査等の結果について（法人本部、調布八雲苑及び調布市立上布田保育園）</p> <p>(2) 決議及び承認事項（数字は議案番号）</p> <p>20件の議案を審議し、いずれも原案のとおり議決した。</p> <p>⑮ 専決処分の承認について</p> <p>⑯ 専決処分の承認について</p> <p>⑰ 専決処分の承認について</p> <p>⑱ 専決処分の承認について</p> <p>⑲ 調布市立学童クラブ・ユーフォー事業部門組織規程の一部改正について</p> <p>⑳ 調布市立学童クラブ運営規程の一部改正について</p> <p>㉑ 社会福祉法人東京かたばみ会経理規程の一部改正について</p> <p>㉒ 調布市立上布田保育園の壁紙の張り替え等に伴う都施設整備費積立金の取り崩しについて</p> <p>㉓ 平成30年度社会福祉法人東京かたばみ会収支補正予算（第1次）について</p> <p>㉔ 社会福祉法人東京かたばみ会保育士等処遇改善等加算手当支給規程の一部改正について</p> <p>㉕ 社会福祉法人東京かたばみ会就業規則の一部改正について</p> <p>㉖ 社会福祉法人東京かたばみ会再雇用職員に関する規程の一部改正について</p> <p>㉗ 社会福祉法人東京かたばみ会嘱託職員、有期契約職員等に関する規程の一部改正について</p> <p>㉘ ちょうふの里指定訪問介護事業所（訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、調布市介護予防・日常生活支援総合事業）運営規程の一部改正について</p> <p>㉙ ちょうふの里指定訪問介護事業所（障害福祉サービス）運営規程の一部改正について</p> <p>㉚ ちょうふの里指定訪問介護事業所（介護保険外サービス）運営規程の制定について</p> <p>㉛ 調布市ちょうふの里自動車運送業務委託業者との業務委託契約の締結について</p> <p>㉜ 平成31年度社会福祉法人東京かたばみ会事業計画について</p> <p>㉝ 平成31年度社会福祉法人東京かたばみ会収支予算について</p> <p>㉞ 調布市立学童クラブ・ユーフォー事業部門統括施設長の選任及び解任について</p> <p>(3) 諸報告</p> <p>各事業所事業実施状況について</p>
--	--

## 2 評議員会の開催状況

平成30年度は、定時評議員会のほか臨時評議員会を1回開催し、年間で1件の議案を審議した。

評議員会の開催状況及び審議結果は次のとおりである。

定 時 評 議 員 会	<p>1 開催日</p> <p>平成30年6月28日（木）</p> <p>2 出席者</p> <p>(1) 評議員（定数7人）</p> <p>出席 6人</p> <p>(2) 監事（定数2人）</p> <p>出席 2人</p> <p>(3) 理事長及び常務理事</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 理事長及び常務理事の職務執行状況について</p>
----------------------------	--

	イ 評議員選任・解任委員会の開催結果について ウ 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会事業報告について (2) 決議及び承認事項（数字は議案番号） 1件の議案を審議し、原案のとおり議決した。 ① 平成29年度社会福祉法人東京かたばみ会決算報告の承認について
臨時評議員会	1 開催日 平成30年12月6日（木） 2 出席者 (1) 評議員（定数7人） 出席 6人 (2) 監事（定数2人） 出席 2人 (3) 理事長及び常務理事 3 議事 (1) 報告事項 ア 理事長及び常務理事の職務執行状況について イ （仮称）若葉小学校地域学童クラブの運営について (2) 議及び承認事項 審議した議案はなし。

### 3 評議員選任・解任委員会の開催状況

評議員の退任に伴い、次のとおり評議員選任・解任委員会を開催し、1件の議案を審議した。（委員会回数及び議案番号は、委員会発足時からの通算）

第2回評議員選任・解任委員会	1 開催日 平成30年5月7日（月） 2 出席者 (1) 委員（定数3人、総数3人） 出席 3人 3 議事 (1) 審議議案（数字は議案番号） 次の案件を審議し、原案のとおり議決した。 ② 退任に伴う社会福祉法人東京かたばみ会評議員の選任について
----------------	---

#### 評議員選任・解任委員会委員名簿

選任区分	氏名	備考
外部委員	小笠原 寿弘	調布市社会福祉事業団常務理事・事務局長・総合施設長
監事	福田 豊成	法人監事
事務局員	野原 博久	調布市立学童クラブ・ユーフォー事業部門統括施設長

（平成31年3月31日現在・敬称略）

#### 4 苦情等解決第三者委員の会議の開催状況

平成30年度の苦情等解決第三者委員（こまりごと・なんでも相談）の会議は2回開催された。会議の開催状況は次のとおりである。

第 1 回	1 開催日 平成30年6月20日（水） 2 議 題 各事業所とも苦情等の報告はなく、次の事項について、情報提供・情報交換等を行った。 (1) 平成30年度苦情等解決責任者及び苦情受付担当者について (2) 平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画について (3) 各事業所の事業実施状況について
第 2 回	1 開催日 平成30年2月7日（水） 2 議 題 各事業所とも苦情等の報告はなく、各事業所の事業実施状況の報告と情報交換を行った。

#### 苦情等解決第三者委員名簿

氏 名	備 考
有本 キヨ子	調布八雲苑デイサービスセンター家族会リーダー NPO法人朝日カウンセリング研究会所属
加来 弘子	元調布市ちょうふの里介護職員 ケアマネジャー
伊藤 麻子	元調布市立学童クラブ指導員
高野 美也子	調布市ちょうふの里入所検討委員会委員
小川 里子	八雲台自治会応援協力隊隊員
吉野 玲子	調布市民生児童委員協議会（主任児童委員）

（平成31年3月31日現在・敬称略）